基発 0 3 2 4 第 2 号 平成 2 8 年 3 月 2 4 日

厚生労働大臣 殿

労働基準局長(公印省略)

「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について(内申)

標記について、厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)の規定に基づき、別添のとおり関係書類を添えて申請するので、よろしくお取り計らい願います。

# 各内部部局の内部組織に関する細則の一部改正案概要

| 局·部   | 課・室                        | 改 正 内 容  | 改正理由   |
|-------|----------------------------|--|--|
| 労働基準局 | 労働条件政策課<br>[労働紛争処理業<br>務室] | 室長補佐の振替設置(← 大臣官房地方課)<br>中央労働紛争調整官の振替設置(← 大臣官房地方課)<br>業務指導係長の振替設置(← 大臣官房地方課)                                      | ・労働相談の的確な対応のた<br>めの振替増   |
|       | 監督課                        | 課長補佐の振替設置<br>特定企業労 <b>働条件確保対策専門官の振替廃止</b>  | ・過重労働撲滅のための監督<br>体制の充実強化のための振<br>替増減   |
|       | <b>労災管理課</b>               | 課長補佐の振替廃止 (→ 安全衛生部計画課)<br>機構調整第一係の振替廃止 (→ 安全衛生部計画課)<br>機構調整第二係の振替廃止 (→ 安全衛生部計画課)<br>中央労災補償監察官 (再任用短時間勤務職員定数) の設置 | <ul> <li>・独立行政法人に対する指導等のための体制整備に伴う振替減</li> <li>・労働基準監督署における労災補償等に関する事務の円滑適正な運営を図るための増(再任用短時間勤務職員定数の増)</li> </ul> |
|       | 補償課 [職業病認定対策               | 中央職業病認定調査官(再任用短時間勤務職員定数)の設置  | ・職業性疾病の認定に関する<br>事項の調査のための体制強<br>化に伴う増(再任用短時間<br>勤務職員定数の増)   |
|       | [労災保険審理                    | 労災保険審査専門官(再任用短時間勤務職員定数)の設置   | ・労災保険給付の審査体制の<br>強化に伴う増(再任用短時<br>間勤務職員定数の増)  |
|       |                            | 中央労災補償訟務官(再任用短時間勤務職員定数)の設置   | ・労災補償及び労災保険に係<br>る争訟に関する事務の円滑<br>な処理を図るための増(再<br>任用短時間勤務職員定数の<br>増)  |

| -     | ,                     | <u> </u>  |   |
|-------|-----------------------|---|---|
|       | <b>労災保険業務</b> 課       | 労災システム管理専門官(再任用短時間勤務職員定数)の設<br>置  | ・労災行政情報管理システム<br>の適切な運用を図るための<br>増(再任用短時間勤務職員<br>定数の増)        |
|       |                       | レセプト電算システム係の名称変更 (レセプト電算システム<br>第一係)<br>レセプト電算システム第二係の振替設置<br>短期給付第二係の振替廃止                  | ・労災レセプトのオンライン<br>請求に係る普及促進のため<br>の振替増減                        |
| 安全衛生部 | 計画課<br>〈機構・団体管理<br>室〉 | 課長補佐の振替設置(← 労災管理課)<br>機構調整第一係の振替設置(← 労災管理課)<br>機構調整第二係の振替設置(← 労災管理課)<br>団体監理係の振替設置(← 計画課本課) | ・独立行政法人に対する指導<br>等のための体制整備に伴う<br>振替増等                         |
|       | 安全課                   | 指導係の新設  | ・派遣労働者の労働災害増加<br>に対応するための実施体制<br>の整備に伴う増                      |
|       | 労働衛生課                 | 課內所掌事務変更  | ・課内所掌事務の変更  |
| i     | 化学物質対策課 [環境改善室]       | 中央労働衛生専門官(再任用短時間勤務職員定数)の設置  | <ul><li>・労働者の健康障害防止のための指導体制の強化のための増(再任用短時間勤務職員定数の増)</li></ul> |

※ [ ]:省令室、〈 〉:訓令室

#### 労働基準局の内部組織に関する細則

平成28年4月1日適用

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)、厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)、じん肺法(昭和35年法律第30号)及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和47年労働省令第46号)に定めるところによるほか、労働基準局の内部組織を次のとおり定め、平成28年4月1日から適用する。

#### 1. 組織の名称、数又は定数

| 組織                   | 補佐の        | 專 門  | 官      |            | 係  | 専 | 門 | 職  | 主査の | 専門スタッ         | フ職 |
|----------------------|------------|--|--------|------------|--|---|---|----|-----|---------------|----|
| 課等の名称                | 定数         | 名 称  | 定数     | 数          | 名 称  | 名 | 称 | 定数 | 定数  | 名 称           | 定数 |
| 総務課                  | 6<br>〈内2〉  |  |        | 11<br>〈内3〉 | 秘書係<br>人等<br>人條<br>人等<br>人條<br>人條<br>人條<br>人條<br>人<br>人<br>係<br>人<br>係<br>人<br>係<br>人<br>係<br>人<br>後<br>人<br>後<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終<br>人<br>終 |   |   |    |     | 労災保険業<br>務分析官 | 1  |
| 石綿対策室                | 1          | 中央労働衛生専門官  | 1      | 1          | 企画調整係  |   |   |    |     |               |    |
| [労働保険<br>審査会<br>事務室] | 2          |  |        | 4          | 庶務係<br>審査第一係<br>審査第二係<br>審査第三係   |   |   |    |     |               |    |
| 労働条件政策課              | 3<br>〈内1〉  | 中央労働時間設定改善<br>指導官<br>労働契約専門官<br>働きやすい職場推進<br>専門官 | 1 1 1  | 8<br>〈内3〉  | 管理係<br>企画係<br>(企画調整係)<br>法規係<br>(政策係)<br>(労働契約事業係)<br>設定改善係<br>啓発推進係   |   |   |    |     | 最低賃金制<br>度研究官 | 1  |
| 労働条件確保<br>改善対策室      | 1          |  |        | 2<br>〈内1〉  | (法規係)<br>労働条件改善係   |   |   |    |     |               |    |
| 労働紛争処理業<br>務室        | 1          | 中央労働紛争調整官  | 1      | 1          | 業務指導係  |   |   |    |     |               |    |
| 〔賃金時間室〕              | 1          | 中央賃金指導官<br>賃金・退職金制度<br>専門官                       | 1<br>1 | 4          | 政策係<br>最低賃金係<br>指導係<br>賃金・退職金制度係   | - |   |    | •   |               |    |
| 監督課                  | 4<br>〈内 2〉 | 労働監督訟務官<br>広域企業指導調整官<br>社会保険労務士専門官               | 1 1 1  | 9          | 管理原係<br>企上<br>企<br>上<br>上<br>上<br>上<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生<br>生   |   |   |    |     |               |    |
| <b>労災管理課</b>         | 5<br>〈内 1〉 | ,  |        | 10<br>〈内1〉 | 管総務整<br>課企<br>等係<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等<br>等   |   |   |    | 1   |               |    |
| 労災保険財政<br>数理室        | 1<br>〈内1〉  | <b>労災保険数理専門官</b>                                 | 2      | 2          | 料率係調査係   |   |   |    |     |               |    |

|                 |            | 1   |             | ı           | 1  | 1        | ) | ı | 1 1  | 1 |
|-----------------|------------|---|-------------|-------------|--|----------|---|---|--|---|
| 労働保険徴収課         | 3<br>〈内1〉  | 中央労働保険適用<br>指導官<br>中央徴収専門官<br>労働保険事務組合<br>指導官<br>中央船舶事業所指導官 | 1<br>1<br>1 | 7<br>〈内3〉   | 総務係<br>予算係<br>企画係<br>(法規係)<br>業務係<br>(徴収係)<br>(適用係)  |          |   |   |  |   |
| 労働保険徴収業<br>務室   | 1          |   |             | 5<br>〈内3〉   | 管理係<br>業務第一係<br>(業務第二係)<br>(システム計画係)<br>(システム開発係)  | 主任プログラマー | 2 |   |  |   |
| 補償課             | 2          | 中央労災医療監察官<br>中央社会復帰指導官<br>労災医療専門官                           | 2<br>1<br>1 | 7<br>〈内1〉   | 業務係<br>企画調整係<br>(企画調整第二係)<br>通勤災害係<br>医事係<br>區址係<br>温祉係<br>二次健康診断等<br>給付係  |          |   |   | 社会復情保<br>復情<br>所官<br>分<br>所<br>所<br>的<br>所<br>的<br>所<br>的<br>所<br>的<br>的<br>一<br>的<br>一<br>的<br>一<br>的<br>一<br>的<br>一<br>的 |   |
| 職業病認定<br>対策室    | 1          | 中央職業病認定調查官 放射線障害補償専門官                                       | (6<br>1     | 3           | 職業病認定業務<br>第一係<br>職業病認定業務<br>第二係<br>放射線障害係   |          |   |   |  |   |
| <b>労災保険審理</b> 室 | 1          | 労災保険審査専門官<br>中央労災補償訟務官                                      | 4<br>5      | 4<br>〈内2〉   | 審査係<br>(審査第二係)<br>訟務係<br>(訟務第二係)   |          |   |   |  |   |
| <b>労災保険業務</b> 課 | 6<br>〈内1〉  | システム管理調整官   | 1           | 21<br>〈内5〉  | 管経企シ伝シ(情 年一年年短レムで支(係(シ)開(係保調テ係テシ保務業社社付)を第五が、システ第発係等 運デン 保務業社社付り、係り、アンス発開係のでは、大学の、保護・大学の、保護・大学の、大学の、保護・大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、 | 主任プログラマー | 3 |   |  |   |
| <b>媊労者生活課</b>   | 3          |   |             | 7<br>〈内 1 〉 | (企画係)<br>調查係<br>数理係<br>管理係<br>機構調整係<br>財形融<br>財形融  |          |   |   |  |   |
| 勤労者福祉<br>事業室    | 1<br>〈内1〉  |   |             | 2           | 援助係<br>指導係   |          |   |   |  |   |
| 労働金庫業務室         | 1<br>〈内 1〉 | 労働金庫検査官   | 6           | 2           | 指導係<br>検査係   |          |   |   |  |   |

| 安全衛生部計画課         | 5<br>〈内 2〉   | 外国安全衛生機関検査官<br>安全衛生機関検査官<br>(中央産業安全専門官)<br>安全衛生訟務官<br>(中央労働衛生専門官)<br>災害防止特別対策指導<br>官 | 1<br>2<br>1<br>(内1><br>3<br>1<br>(内1) | 4              | 管理係<br>法規係<br>企画整係                 |     |   |   |                     |   |
|------------------|--------------|--|---------------------------------------|----------------|------------------------------------|-----|---|---|---------------------|---|
| 〔機構・団体管<br>理室〕   | 2            |  |                                       | 3<br>〈内 1〉     | 機構調整第一係<br>(機構調整第二係)<br>団体監理係      |     |   |   |                     |   |
| 安全衛生部安全課         | 1            | 中央産業安全専門官<br>(安全衛生機関検査官)   | 3<br>1<br>〈内1〉                        | 4<br>〈内 2〉     | 業務第一係<br>(業務第二係)<br>(業務第三係)<br>指導係 |     |   |   | 安全対策指<br>導業務分析<br>官 | 1 |
| 建設安全対策室          | . 1          | 技術審査官<br>中央産業安全専門官   | 3<br>1                                | 1              | 指導係                                | , · |   |   |                     |   |
| 安全衛生部<br>労働衛生課   | 1            | 中央じん肺診査医<br>中央労働衛生専門官  | 1 2                                   | 3<br>〈内1〉      | 業務第一係<br>業務第二係<br>(業務第三係)          |     |   |   | 職業性疾病<br>分析官        | 1 |
| 産業保健支援室          | 1            | 中央労働衛生専門官<br>職場復帰対策促進専門<br>官   | 1                                     | 1              | 産業保健係                              |     |   |   |                     |   |
| 電離放射線労働者健康対策室    | 2            | 作業計画審査官<br>健康疫学専門官<br>中央放射線管理専門官   | 1<br>1<br>1                           | 3              | 企画係<br>指導係<br>健康対策係                |     |   |   |                     |   |
| 安全衛生部<br>化学物質対策課 | 1            | 有害性調查機関查祭官<br>中央産業安全専門官<br>中央労働衛生専門官   | 1<br>1<br>1                           | 1              | 業務係                                |     |   |   | 化学物質国<br>際動向分析<br>官 | 1 |
| 化学物質評価室          | 1            | 化学物質情報管理官<br>化学物質審查專門官   | 1<br>1                                | 2              | 評価係<br>審査係                         |     |   |   |                     |   |
| 環境改善室            | 1            | 中央労働衛生専門官  | 1                                     | 2              | 環境改善係<br>測定技術係                     | ,   |   |   |                     |   |
| 計                | 6 0<br>〈内13〉 |  | 74<br>〈内3〉                            | 1 3 4<br>〈内27〉 |                                    |     | 5 | 1 |                     | 7 |

| (注) | 1. | 併任の官職(開         | <b>男係のある他の職を</b> | 占める者をも | って充てられ | れるもの            | とする職)    | を下記の記号で示す。 |
|-----|----|-----------------|------------------|--------|--------|-----------------|----------|------------|
|     |    | 室 县             |                  | [      | )      |                 |          |            |
|     |    | 補 佐             | ~~~~             | 之内     | >      |                 |          |            |
|     |    | 1111            |                  | ***    | -      | / <del>th</del> | × ====== |            |
|     |    | 4 1 4 1 20 20 4 |                  | •      | ) 三名称、 | , <b>\</b> M    | ノール叙     |            |
|     |    | <u>≱</u> I-     |                  | ·      | >      |                 |          |            |

### 2. 事務分担表

| 課長補佐等   | 係等の名称  | 所掌事務   |
|---|--|--|
| 【総務課】   |  |  |
| 課長補佐  | 秘書人事係  | 1. 局長秘書に関すること。<br>2. 局内職員の人事・給与に関すること。   |
|   |  | 3.服務及び福利厚生に関すること。  |
| 課長補佐  | 人事係  | 1. 労働基準局職員・地方職員(監督官)の人事・懲戒及び分限に関すること(大臣官房地方課所掌   |
|   |  | 分を除く。)。  |
|   | 給与·職員係   | 2. 労働基準局職員の叙位、叙勲に関すること。<br>1. 労働基準局及び地方官署の職員の昇格・定数に関すること(大臣官房地方課所掌分を除く。)。                    |
|   | MA -2 - MANACOK                                  | 2. 地方職員の研修(労働基準局関係)に関すること。   |
| 課長補佐(併)   | 調整係  | 1. 国会の情報収集及び取りまとめに関すること。   |
|   | 企画法令係  | 2. 局の所掌に係る事務一般の調整に関すること(他の所掌に属するものを除く。)。<br>1. 局所掌法令に属するものの制定、改廃及び解釈に係る事務(他の所掌に属するものを除く。)に   |
|   | 1  | 1. 周が単伝でに属するものの制定、以発及の解析に依る単数性の所導に属するものを除く。)に  関すること。  |
|   |  | 2. 行政評価・監視に関すること。  |
| かん は かんし  | 40 V6 FC   | 3. 局の所掌に係る施策の企画立案に関すること。   |
| 課長補佐  | 総務係<br>過労死等防止係                                   | 1. 地方官署の組織及び定員に関すること(大臣官房地方踝所掌分を除く。)。<br>1. 過労死等防止対策推進法の施行等に関すること。                           |
|   | 広報係(併)   | 1. 広報に係る連絡調整に関すること。  |
| 課長補佐(併)   | 監理係(併)   | 1. 事業仕分けに関すること及び公益法人に関すること。  |
| 課長補佐  | 予算係<br>庶務経理係(併)                                  | 1. 局内の予算編成、執行及び配賦等に関すること。  |
|   | 28.伤胜理讯(计)                                       | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。<br>2. 局内(一般会計)の経理に関すること。   |
| <b>労災保険業務分析官</b>                                |  | 1. 高度な専門知識や経験に基づき、労災事案に係る裁判所における事実認定のとらえ方、労働保  |
|   | 1 '  | 険審査会における再審査請求事案の事実認定の評価方法等及び諸外国における労災保険に係る   |
|   |  | 調査手法等についての情報の収集、分析等を行うことにより、再審査請求事案等の処理の迅速化・<br>適正化のための支援を行うこと。                              |
| 【石綿対策室】   | <del>                                     </del> | 週北  ロッパルタルス次で11 / ここ。  |
| 室長補佐  | 企画調整係  | 1. 局の所掌に係る石綿に関する対策の企画及び調整に関すること。   |
| 【労働保険審査会事務室】<br>室長補佐                            | 庶務係  | 1. 室の所掌に係る庶務一般に関すること。  |
| 至文冊在  | 机物外  | 2. 室の予算及び経理等に関すること。  |
| 室長補佐  | 審査第一係  | 1. 労災保険の再審査事務(第一合議体関係)に関すること。  |
|   | 審査第二係  | 1. 労災保険の再審査事務(第二合議体関係)に関すること。  |
| 【労働条件政策課】                                       | 審查第三係  | 1. 雇用保険、退職金共済の再審査事務に関すること。   |
| 課長補佐  | 管理係  | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。  |
| ÷   |  | 2. 課の予算及び経理等に関すること。  |
|   | 企画係<br>企画調整係(併)                                  | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。  |
| 課長補佐(併)   | 法規係  | 1. 課の所掌に係る施策に関する企画立案等に関すること。<br>1. 課の所掌に係る法令の制定、改廃及び施行に関すること。                                |
|   | 政策係(併)   | 1. 労働契約に係る調査、企画及び調整に関すること。   |
| 課長補佐  | 設定改善係  | 1. 労働時間等設定改善の推進に関すること。   |
|   | 労働契約事業係<br>(併)                                   | 1. 労働契約に係る施策に関すること。<br>2. テレワークの推進に関すること。  |
|   | <b>啓発推進係</b>                                     | 1. 年次有給休暇の取得促進に係る企画立案等に関すること。  |
| 中央労働時間設定改善指導官                                   |  | 1. 仕事と生活の調和推進のための企画立案等に関すること。  |
| 労働契約専門官   |  | 1. 労働契約法等の民事ルールの効果的な普及啓発に係る企画立案等に関すること。<br>2. 労働契約の実態に係る調査研究に関すること。                          |
| 働きやすい職場推進専門官                                    | -  | 1. 職場のいじめ・嫌がらせ問題に係る施策の企画立案等に関すること。   |
| 最低賃金制度研究官                                       |  | 生活保護制度との整合性が求められ、計画的な乖離是正が行われるとともに、中長期的な引き上  |
|   |  | げに取り組んでいる最低賃金制度に関し、諸外国の状況、セーフティネットとしての関連施策等のはいるようという歌会は、任会が決定に対する。これは日本人は別様の正常に対している。        |
|   |  | 状況やそれらとの整合性、賃金額決定に当たって使用する統計指標の活用方法等について高度<br>の専門的な知識経験に基づく、調査、研究、情報の分析等を行うことにより、最低賃金を取り券く状  |
|   |  | 況に即応した政策の企画・立案等のための支援を行うこと。  |
| 1 24 154 17 14 74 113 -1 -40 1 1 44 -1 1        |  |  |
| 【労働条件確保改善対策室】<br>室長補佐                           | 法規係(併)   | 1. 室の所掌に係る法令の制定、改廃及び施行に関すること。  |
| エメ 川口 江   | 労働条件改善係  | 1. 室の所掌に係る事務一般に関する企画及び立案に関すること。  |
|   |  | 2. 自動車運転者、外国人労働者、技能実習生対策及び派遣労働者対策等の労働条件の確保・改   |
|   |  | 善が特に必要な分野に係る企画立案に関すること。  |
| 【労働紛争処理業務室】                                     |  |  |
| 室長補佐  | 業務指導係  | 1. 個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の企画・立案及び調整に関すること(雇用均等・  |
|   |  | 児童家庭局の所掌に属するものを除く。)。   |
|   |  | 2. 都道府県労働局の行う個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務及び使用者による障害者<br> 虚待防止に関する事務についての指導に関すること(大臣官房、職業安定局及び雇用均等・児童 |
|   |  | 雇付的正に関する事務についての指導に関すること、大臣目房、職業安定局及の雇用均等・児童  <br> 家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く。)。                   |
| 中央労働紛争調整官                                       |  | 1 個別労働紛争解決制度に係る関係機関、労使団体等との連携・調整に関すること。  |
| 【任人吐明令】   |  | 2 個別労働紛争解決制度に係る都道府県の動向の把握に関すること。   |
| 【賃金時間室】<br>室長補佐                                 | 政策係  | 1. 賃金の基準(最低賃金を含む)に係る施策の企画立案に関すること。   |
| مشد [1] وحو مــــــــــــــــــــــــــــــــــ | AN IN  | 12. 賃金に関する法令の制定、改廃及び施行等に関すること。   |
|   | 最低賃金係  | 1. 課の所掌に係る統計調査の実施、分析及び連絡調整に関すること。  |
|   | 指導係  | 1. 最低賃金制の運用に関すること。   |
| 中央賃金指導官   | 賃金・退職金制度   | 1. 賃金・退職金制度に関する企画、立案及び退職手当の保全措置等に関すること。<br>1. 賃金に関する専門知識についての地方局署職員への指導及び地方局相互間の調整に関する       |
| 賃金·退職金制度専門官                                     |  | 1. 賃金・退職金制度に関する企画立案に関すること。   |
|   | I  | 2. 1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。  |

| と。<br>関すること。<br>等の特定分野における労働条<br>、<br>たこと。<br>、<br>、<br>たは導に関すること。<br>交処分等に関すること。 |
|---|
| 関すること。<br>等の特定分野における労働条<br>、<br>こと。<br>、 指導に関すること。<br>な処分等に関すること。                 |
| 関すること。<br>等の特定分野における労働条<br>、<br>こと。<br>、 指導に関すること。<br>な処分等に関すること。                 |
| 等の特定分野における労働条   |
| 等の特定分野における労働条  、 こと。  、 、 指導に関すること。   |
| 等の特定分野における労働条  、 こと。  、 、 指導に関すること。   |
| 、<br>こと。<br>た、指導に関すること。<br>な処分等に関すること。  |
| E、指導に関すること。<br>交処分等に関すること。  |
| E、指導に関すること。<br>交処分等に関すること。  |
| E、指導に関すること。   |
| <b>友処分等に関すること。</b>  |
|   |
| ÷.R△ / \  |
| →.6Δ∠)  |
| +.RA /)   |
| ÷.8△ ∠\   |
| を除く)  |
| かって マカンタン ノル・ス・マン・カルコー 内田・ユーザ ユ   |
| 係る事務(他の所掌に属するも  |
|   |
|   |
|   |
|   |
|   |
| ·   |
|   |
| ځ.  |
| こ。<br>>いての調査に関すること。   |
| ること。  |
|   |
|   |
|   |
|   |
| ア月度ようアット  |
| に関すること。<br>『ナスニレ  |
| すること。   |
| 画及び業務指導、関係機関との  |
| ること。  |
| いる労働保険事務組合に関する  |
| 業務指導、関係機関との連絡調  |
| <u>ت</u> کے ۔   |
|   |
|   |
|   |
|   |
| 画及び連絡調整に関すること   |
| 画及び連絡調整に関すること<br>整に関すること(他の係の所掌   |
|   |

| 課長補佐等             | 係等の名称                                 | 所掌事務   |
|-------------------|---------------------------------------|--|
| 【補償課】             |                                       |  |
| 課長補佐              | 業務係                                   | 1. 休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、傷病(補償)年金及び介護(補償)給付等に関すること。<br>2. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。                                |
| •                 | 企画調整係                                 | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること(企画調整第二係の所掌に属するものを除く。)。<br>2. 労災補償関係法令の疑義照会等に関すること。  |
|                   | 企画調整第二係<br>通勤災害係                      | 1. 課の所掌のうち東日本大震災に係る事務に関する企画及び調整に関すること。<br>1. 通勤災害等に関すること。<br>2. 特別加入に関すること。  |
| 課長補佐              | 医事係                                   | 2. 付ががたに関すること。<br>1. 療養(補償)給付、診療費の審査制度及び指定医制度等に関すること。  |
|                   | 福祉係                                   | 1. 社会復帰促進等事業に関すること。  |
|                   |                                       | 1. 二次健康診断等の給付に関すること。   |
| 中央労災医療監察官         |                                       | 1. 療養(補償)給付等の適正事務についての地方監察官等への指導等に関すること。<br>2. 労災補償の運用の見直し等に係る事務で専門的事項に関すること。  |
| 中央社会復帰指導官         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1. 被災労働者の社会復帰の促進についての地方局署関係職員への指導等に関すること。  |
| <u> </u>          |                                       | 1. 労災医療に要する費用の算定基準の策定、その他労災医療に関する事務で専門的事項に関  |
| 社会復帰促進分析官         |                                       | 被災労働者の社会復帰の促進のため、精神障害等の症状軽快者又は治ゆ者に係る就労上の問題点や業種別の事業主側の症状軽快者等の就労に係る問題点等の調査、検証、分析等を行うことにより、効果的な職場復帰促進のための施策の企画・立案のための支援を行うこと。 |
| <b>労災補償訟務分析官</b>  |                                       | 労災保険給付に関する行政事件訴訟について、判決における事業主の無過失損害賠償責任としての業務起因性の考え方や争点別の判断ポイント等の検証・分析等を行うことにより、各種疾病等に対する的確な主張・立証を行うための手法の確立のための支援を行うこと。  |
| 【職業病認定対策室】        |                                       |  |
| 室長補佐              | 一係                                    | 1. 負傷に起因する疾病等に係る認定基準の策定、改廃並びにりん同事案等の取扱いに関すること。   |
|                   | 職業病認定業務第<br>二係                        | 1. 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病等に係る認定基準の策定、改廃並びにり<br>ん伺事案等の取扱いに関すること。   |
|                   | 放射線障害係                                | 1. 電離放射線による疾病に係る認定基準の策定・改廃、医学的知見の収集及びりん伺・協議等事<br>案の取扱いに関すること。  |
| 中央職業病認定調査官        |                                       | 1. 業務上疾病に係る認定、その他補償に関する事務で専門的知識を必要とする事項についての<br>調査等に関すること。   |
| 放射線障害補償専門官        |                                       | 1. 電離放射線による疾病に係る業務上外の判断、専門検討会の運営等に関すること。   |
| 【労災保険審理室】<br>室長補佐 | 審査係                                   | 1. 労働保険審査会の審査事案等に関すること。  |
| <b>金久間圧</b>       | 審査第二係(併)                              | 1. 方側床夾着堂芸の御堂事系等に関すること。<br>1. 労働保険審査会との連絡調整に関すること。   |
|                   | 訟務係                                   | 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関すること(訟務第二係の所掌に属するものを除く。)。   |
|                   | 訟務第二係(併)                              | 1. 労災補償関係の訴訟に係る事務に関すること(訟務係の所掌に属するものを除く。)。   |
| <b>労災保険審査専門官</b>  |                                       | 1. 労働保険審査会の審査事案に関する事務で専門的事項に関すること。   |
| 中央労災補償訟務官         |                                       | 1. 労災補償及び労災保険に係る争訟に関する事務等。   |

| 課長補佐等            | 係等の名称                     | 所掌事務  |
|------------------|---------------------------|---|
| 【労災保険業務課】        |                           |   |
| 課長補佐             | 管理係                       | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。<br>2. 課の予算の編成及び実行計画に関すること。  |
|                  | 経理係                       | 1. 課内の経理に関すること。   |
|                  | 企画調整係                     | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。   |
| 課長補佐(併)          | システム管理係                   | 1. システムの運用計画・管理等に関すること。   |
|                  | 伝送係                       | 1. システムハードウェア基盤(地方局署のLANを含む。)に係る運用・保守・整備等に関すること。  |
|                  | システム運用係                   | 1. 労災行政情報管理システムの運用に関すること。<br>2. 労災保険給付に係る機械処理決算業務に関すること。<br>3. 労災保険給付に係る給付統計等に関すること。                          |
|                  | 情報システム運用<br>係(併)          | 1. 労働基準行政情報システムの運用、管理に関すること。  |
| 課長補佐             | 年金業務保                     | 1. 年金給付、労災就学等援護費、労災援護給付金の支給に係る業務の企画調整並びに関連部局との連絡調整に関すること。   |
|                  | 一時金業務係                    | 1. 一時金給付、葬祭料(給付)、介護(補償)給付及び義肢等補装具費の支給に係る業務の企画調整並びに関連部局との連絡調整に関すること。   |
|                  | 年金福祉第一係                   | 1. 年金給付等の受給者の相談・支援に係る業務委託・調査研究及び資料分析に関すること(他の<br>係の所掌に属するものを除く。)。   |
| 課長補佐             | 年金福祉第二係<br>短期給付係          | 1. 労災特別介護施設の設置に係る企画、計画の実施及び連絡調整等に関すること。<br>1. 短期給付一元管理システム等の機械処理に係る業務分析・プログラム改修等に関すること。                       |
| MAN THE LATE     |                           | 2. 療養(補償)給付の療養の費用、休業(補償)給付、アフターケア通院費の支給に係る業務の企<br>画調整並びに関連部局との連絡調整に関すること。                                     |
|                  | ム第一係                      | 1. 労災レセプト電算処理システムの運用に関すること。   |
|                  | ム第二係                      | 1. 労災レセプトのオンライン請求に係る普及促進等に関すること。  |
| 課長補佐             | 支払第一係(併)                  | 1. 年金給付等及び診療費の支払、支払に係る事故処理等に関すること。  |
|                  | 支払第二係<br>ハードウェア更改係<br>(併) | 1. 支払関係リスト等の整備及び保管等に関すること。<br>1. システムのハードウェア更改に関すること。   |
|                  |                           | 1. 労働基準行政情報システムの改修等に関すること。<br>2. 労災行政情報管理システムの改修等に関すること。  |
| システム管理調整官        |                           | 1. 新規システムの開発業務の統括に関すること。  |
| em m te (4.      | 主任プログラマー                  | 1. システムの評価、改善、プログラムの企画及び調整に関すること。   |
| 課長補佐             | システム調整係<br>開発第一係          | 1. 労災行政情報管理システム及び労働基準行政情報システムの連携、調整に関すること。<br>1. 第三者行為災害における求償業務のシステム開発等に関すること。                               |
|                  | 開発第二係(併)                  | 2. 養肢採型指導料及び社会復帰促進等事業のシステム開発等に関すること。<br>1. 番号法に係るシステムの設計・開発及び調整に関すること。  |
| 【勤労者生活課】         |                           | The American Assert Manager and Transfer of American  |
| 課長補佐             | 企画係(併)                    | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整等に関すること。<br>2. 課の所掌に係る施策の企画に関すること。  |
|                  | 調査係                       | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。<br>2. 課の所掌に係る事務一般に関する企画立案及び調整等に関すること(企画係の所掌に属するものを除く。)。                                |
| and et l.b.//    | 数理係                       | 1. 中小企業退職金共済制度の数理等に関すること。   |
| 課長補佐             |                           | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。<br>2. 課の予算及び経理等に関すること。  |
| 課長補佐             | 機構調整係                     | 1. 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う業務の指導及び連絡調整等に関すること。   |
| <b>研文</b> 拥佐     | 財形管理係                     | 1. 勤労者財産形成貯蓄制度の運営に関すること。<br>2. 勤労者財産形成促進制度に係る税制に関すること。<br>3. 勤労者財産形成制度についての調査及び研究並びに勤労者財産形成促進制度の改善及び普及が登場された。 |
|                  | 財形融資係                     | 及等に関すること。<br>4. 1に係る関係機関との連絡調整等に関すること。  |
| 【勤労者福祉事業室】       | 90 形骸質铢                   | 1. 勤労者財産形成融資制度の運営等に関すること。   |
| 室長補佐(併)          | 援助係 指導係                   | 1. 中小企業勤労者総合福祉推進事業の実施等に関すること。<br>1. 労働者の福利厚生に係る施策の実施等に関すること。  |
| 【労働金庫業務室】        | 기의 국구 PN                  | 1. カ河ロ・ツ田門子工に床の旭界ツ天旭子に関すること。  |
| 室長補佐(併)          | 指導係                       | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の指導及び監督等に関すること。   |
| in an a state of | 検査係                       | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査の企画立案に関すること。   |
| <b>労働金庫検査官</b>   |                           | 1. 労働金庫及び労働金庫連合会の検査に関すること。  |

•

| 課長補佐等  | 係等の名称             | 所掌事務   |
|--|-------------------|--|
| 《安全衛生部》<br>【計画課】   |                   |  |
| 課長補佐   | 管理係               | 1. 部の所掌に係る庶務一般に関すること。<br>2. 部の予算及び経理等に関すること。   |
| 課長補佐   | 法規係               | 1. 法令の制定、改廃及び施行に関すること。   |
| 課長補佐(併)  | 企画係               | 1. 部の所掌に係る施策の企画立案等に関すること。  |
| 課長補佐(併)  |                   | 1. 部の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。  |
| 課長補佐   | 調整係               | 1. 安全衛生に係る研究(独立行政法人労働者健康安全機構・厚生労働科学研究)及び安全領に係る国際関係業務に関する調整等に関すること。   |
| 外国安全衛生機関検査官  |                   | 1. 外国に所在する登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。  |
| 安全衛生機関検査官  | ļ                 | 1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。   |
| 安全衛生訟務官  |                   | 1. 安全衛生に係る国家賠償請求訴訟等訟務に関すること。   |
| 災害防止特別対策指導官<br>【機構・団体管理室】  |                   | 1. 重大災害を繰り返す企業への労働災害防止対策に関すること。  |
| [成價·凶产官垤至]<br>課長補佐   | 14K+無金田 車を25 775  | 1 Xh 中心ではなり、24 Mi 中心を持ちた人はは 19 / 19 Mi Mi a 15 / 19 Mi a 1   |
|  | 機構調整第一係機構調整第二係(併) | 1. 独立行政法人労働者健康安全機構が行う業務の指導及び連絡調整に関すること。<br>1. 独立行政法人労働者健康安全機構が行う労災病院の再編業務の指導及び調整に関するこ  |
| 課長補佐   | 団体監理係             | 1. 労災防止団体の監督、定款の認可及び補助金の交付に関すること。<br>2. 労働安全衛生コンサルタント関係業務に関すること。   |
| 【安全課】  | 102 =4. 32        |  |
| 課長補佐   | 業務第一係             | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。<br>2. 課の予算・組織に関すること。   |
|  | 業務第二係(併)          | 1. 一般機械(プレス機械、木工機械を除く)関係災害等の防止及び事後措置に関すること。  |
|  | 業務第三係(併)          | 1. 電気災害、陸上貨物取扱業及び交通運輸業関係災害等の防止及び事後措置に関すること   |
| - 4 May 1 101 cm 12  | 指導係               | 1. 派遣労働者の安全対策に関すること。   |
| 安全衛生機関検査官(併)   |                   | 1. 登録製造時等検査機関等の業務監督等の指導に関すること。   |
| 安全対策指導業務分析官  |                   | 労働災害防止対策の分野において、既存の対策の現況を把握し、その効果を検証するとともリスクアセスメントに係る専門的・技術的な指導等の好事例の収集、分析、評価等を行うことによ既存の対策を効果的・効率的に実施するための改善策等を助言・提言するとともに、新たな対象を表し、   |
| 【建設安全対策室】  |                   | 企画・立案のための支援を行うこと。  |
| 宝長補佐   | 指導係               | 1. 建設業における労働災害防止に関すること。  |
| 技術審査官  | 110-03-01         | 1. 建設工事計画の安全確保に係る審査等に関すること。  |
| 【労働衛生課】  |                   | 11. 程以工事前四少女工権体に所の資産等に関すること。   |
| 課長補佐   | 業務第一保             | 1. 課の所掌に係る庶務一般に関すること。<br>2. 課の予算・組織に関すること。   |
|  | 業務第二係             | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。  |
|  | 業務第三係(併)          | 1. 事務所衛生基準に関すること。  |
| <b>職業性疾病分析官</b>  |                   | 2. 物理的要因に伴う健康障害の防止に関すること(電離放射線に関するものを除く。)。<br>1. 職業性疾病等について、高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行  |
| 【産業保健事業支援】   |                   | とにより、職業性疾病対策等の企画・立案のための支援を行うこと。  |
| (  | 産業保健係             | 1 宣光之之位: 从展本方际应示但此份外之四十八八二人从四十十四十二日  |
| 至文僧在<br>職場復帰対策促進専門官  | <b>坐來冰嗟</b> 徐     | 1. 事業者が行う労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の支援等に関すること。  |
| 越續復 <sup>用对 束促進學門目</sup><br>【電離放射線労働者健康対策室】  |                   | 1. メンタル不調が理由で休業した労働者の職場復帰支援に関すること。   |
| (电融以外) 秋万 剧石 建原为 東里 ]<br>室長補佐  | 企画係               | 1. 電離放射線障害防止対策に関する企画及び立案に関すること。  |
| المرابع الله المرابع الله المرابع الله المرابع الله المرابع الله الله الله الله الله الله الله الل | 指導係               | 1. 電離放射線障害防止対策に関する企画及び立案に関すること。<br>1. 電離放射線障害防止対策に関する指導に関すること。   |
| 室長補佐   | 健康対策係             | 1. 原発作業従事者の長期的健康管理等に関すること。   |
| 健康疫学専門官  | NEWSON NEWS       | 1. 水光下米に学者が表別的連線を描写に関すること。<br>1. 東電福島第一原発における緊急作業従事者に係る疫学研究の実施に関すること。  |
| 中央放射線管理専門官   | · · · · · ·       | 1. 東電福島第一原発における放射線業務従事労働者の健康管理対策に関すること。  |
| 作業計画審査官  |                   | 1. 作業届の専門的審査及び放射線被ばく低減のための指導等に関すること。   |
| 【化学物質対策課】  |                   | コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| <b>果長補佐</b>  | 業務係               | 1. 課の所掌に係る事務一般に関する企画及び調整に関すること。<br>2. 課の予算・組織に関すること。   |
| 有害性調査機関査察官   |                   | 1. 有害性調査を行う機関に係る試験施設等に対する適合確認査察及び査察結果の計画等に   |
| 化学物質国際動向分析官  |                   | 化学物質管理の分野において、欧米諸国や新興国の新たな法整備や様々な取組みの的確な<br>握・分析を行うことにより、我が国の化学物質管理に係る施策の企画・立案のための支援を行うこ   |
| 化学物質評価室】   |                   |  |
| 室長補佐   | 評価係<br>審査係        | 1. 化学物質により労働災害が生するおそれの評価等に関すること。<br>1. 新規化学物質の審査等に関すること(化学物質審査専門官の所掌に属するものを除く。)。   |
| 化学物質情報管理官  | -                 | 1. 化学物質の有害性調査及び情報収集等に関すること。  |
| 化学物質審查専門官  |                   | 1. 近子物質の有害性調査及い情報収集等に関すること。<br>1. 新規化学物質の審査(重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものに限る)、名称の<br>与と公表及び健康障害防止のための指針の策定等に関すること。   |
| 【環境改善室】  |                   | The second secon |
|  |                   |  |
| <b>室長補佐</b>  | 環境改善係             | 1. 有害物に係る作業環境の工学的な改善等に関すること。   |

.

## 3. 再任用短時間勤務官職の職名、定数等

| 課等の名称    | 職名         | 定数       | 所掌事務                   |
|----------|------------|----------|------------------------|
| 総務課      | 労働保険専門調査官  | 2        | 厚生労働省組織規則第30条第4項で定めると  |
|          |            |          | おり                     |
|          | 研修専門官      | 1        | 1. 労働基準局職員の研修に関すること    |
| 監督課      | 労働監督訟務官    | 1        | 「2. 事務分担表」で定めるとおり      |
|          | 立替払事業専門官   | 1        | 未払賃金立替払事業に係る審査請求及び不正   |
|          |            | <u> </u> | 受給に関すること               |
| 労災管理課    | 中央労災補償監察官  | 3        | 厚生労働省組織規則第32条第4項で定めると  |
|          |            |          | おり                     |
| 補償課職業病認定 | 中央職業病認定調査官 | 2        | 「2. 事務分担表」で定めるとおり      |
| 対策室      |            |          |                        |
| 補償課労災保険審 | 労災保険審査専門官  | 4        | 「2. 事務分担表」で定めるとおり      |
| 理室       | 中央労災補償訟務官  | 1        | 「2. 事務分担表」で定めるとおり      |
| 労災保険業務課  | 労災システム管理専門 | 1        | 1. 労災行政情報管理システムの運用に関する |
|          | 官          |          | こと                     |
| 安全衛生部化学物 | 中央労働衛生専門官  | 1        | 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第 3  |
| 質対策課環境改善 |            |          | 条第2項で定めるとおり            |
| 室        |            |          |                        |
| 計        |            | 1 7      |                        |